

「国産材マーク」の創設と普及の効果

協力 西村あさひ法律事務所(商標登録 (登録第5598999号))

(2013.8.8 国産材マーク推進会発足予定)

- (1) 国産材マーク※1は、「国産材を使うこと」のPRになります。
- (2) 国産材を使うことで、「日本の森林が元気※2」になります。
- (3) 「環境意識の高いエンドユーザーへ商品をアピール」できます。

＜国産材マーク＞



対象品目は、丸太、製材、合板、集成材、繊維板、LVL、防腐木材、複合フローリング、単層フローリング、プレカット材となります。

※1: マーク使用料は無料です(申請手数料のみ実費)。

※2: 森林再生(生物多様性の保全、水源涵養、CO2吸収、土壌保全、土砂災害防止、快適環境の形成、保健・レクリエーション機能、地域活性化、雇用創出等)
地球温暖化の抑制(CO2吸収、炭素貯蔵、化石燃料代替等)
地域・生活環境の向上(景観性向上、居住環境向上、ヒートアイランド緩和等)

＜「普及用」国産材マーク＞



国産材マークの広報・周知(広告、自社のパンフレット・ウェブサイト等に使用)には、企業名の入らない普及用マークを使って下さい。

国産材マーク許諾団体(検討中)

- ・全国木材組合連合会
- ・都道府県木材組合連合会
- ・全国森林組合連合会
- ・国産材製材協会
- ・日本合板工業組合連合会
- ・日本集成材工業協同組合
- ・日本繊維板工業会
- ・全国LVL協会
- ・日本フローリング工業会
- ・日本複合床板工業会
- ・日本木材防腐工業組合
- ・全国木造住宅機械プレカット協会等

＜国産材マーク推進企業＞

住友林業(株)、大東建託(株)、大建工業(株)、中国木材(株)、タマホーム(株)、ナイス(株)、(株)イワクラ、兼松日産農林(株)、越井木材(株)、日本製紙(株)、王子ホールディングス(株)、積水化学工業(株)、(株)大林組、鹿島建設(株)、清水建設(株)、大成建設(株)、(株)竹中工務店、飛島建設(株)、新日鐵住金(株)、九州経済連合会、東北経済連合会等

連絡先 JAPIC 森林再生事業化委員会
事務局 五島(ごしま)
TEL:03-3668-2885
E-mail:goshima@japic21.or.jp

国産材マークの概要(案)



商標登録 (登録第5598999号)

- ・デザイン本体(商標マーク)と追記部分(各企業ごとに記載が異なる)から構成される。
- ・追記部分には、企業名と国産材率を記入する。
 - 国産材率は100%、50%以上・50%超・60%以上・70%以上・80%以上・90%以上とする。
 - 景品表示法への対応で正確な表示が求められる。
 - 国産材率の定義は、品目で異なる場合がある。
例)集成材、合板は体積、フローリングは厚さなど
- ・マークの表示方法、大きさは問わない。
 - シャチハタ、インクジェット、シール、印刷等
- ・マークの色は、基本図形は白地に黒、カラー表示は、深緑色に白とする。
ただし、防腐木材等では白字等で表示することができる。
- ・マークの表示は、マーク使用者(許諾を受けた者)が対象製品を出荷する段階でこれを行うのを原則とするが、マーク使用者の責任により、プレカットや、住宅建設などの段階で表示することもできる。また、マークが消滅したときには、マーク使用者の責任により、再表示できる。
- ・対象品目は、丸太、製材、合板、集成材、繊維板、LVL、防腐木材、複合フローリング、単層フローリング、プレカット材とする。
- ・マークは、原則として各本、各枚に添付することとするが、これによりがたい場合は、梱包又はロットごと一括して表示することができる。
- ・品目ごとに事務局(木材関連団体)を指定し、その事務局がマーク使用を許諾する。
マークを使用する者は、事務局に申請し、マーク使用許諾を取得しなければならない。
- ・使用料は無料とする。ただし、申請手数料を事務局に、マーク普及協力費を事務局を通じて国産材マーク推進会に納付する。マーク普及協力費はマークの普及・不正使用対策に充てられる。
- ・許諾期限は1年毎の自動更新とする。
- ・マークの管理者:一般社団法人日本プロジェクト産業協議会
- ・ご協力:西村あさひ法律事務所 宮下佳之弁護士、岩瀬ひとみ弁護士

「普及用国産材マーク」の概要(案)

2013/08/08

国産材マークの広報・周知には、企業名の入らない普及用マークを使って下さい



普及用国産材マーク

- ・誤表示を防ぐため、企業名の入らないマークを使用して下さい。
追記部分には必ず、「このマークは木材製品に印字されます」を記入して下さい。
- ・このマークは、特定の製品の性能、品質、状態等を表すものと消費者に誤認されるような態様で使用することはできません(例:木材関連製品等にこのマークは添付できません)。
- ・国産材マーク推進会の会員は、「普及用国産材マーク使用届」をJAPIC(国産材マーク推進会事務局)に提出することにより、このマークを使用できます。
- ・国産材マーク推進会の会員(団体)の加盟企業等も、会員を通じて「普及用国産材マーク使用届」をJAPIC(国産材マーク推進会事務局)提出することにより、このマークを使用できます。

国産材マークの使用事例

普及用マークは、広告、自社のパンフレット・ウェブサイトの他、次のように使用できます。

(使用事例)

- ・普及用マーク使用者の事業所内での表示(ポスター・のぼり等)
- ・普及用マーク使用者による国産材利用イベントの会場
- ・普及用マーク使用者の構成員の名刺 等

また、普及用マークとともに、以下のような文言を記載できます。

(文言事例)

- ・「日本の森林のため、国産材マーク■の普及に協力しています」
- ・「国産材マーク■の推進会会員です」
- ・「日本の森林のため、国産材マーク■が付された木材製品の利用を推進しています」等

* 追記部分に企業名や国産材率を記入しないこと
「このマークは木材製品に印字されます」と記入すること

連絡先 JAPIC 森林再生事業化委員会
事務局 五島(ごしま)
TEL:03-3668-2885
E-mail:goshima@japic21.or.jp

国産材マーク推進会(案)

2013年8月8日発足予定

事務局/JAPIC森林再生事業化委員会

マーク使用許諾部会(A会員)

以下、予定団体

- 全国木材組合連合会
- 都道府県木材組合連合会
- 全国森林組合連合会
- 国産材製材協会
- 日本合板工業組合連合会
- 日本集成材工業協同組合
- 日本繊維板工業会
- 全国LVL協会
- 日本フローリング工業会
- 日本複合床板工業会
- 日本木材防腐工業組合
- 全国木造住宅機械プレカット協会 等

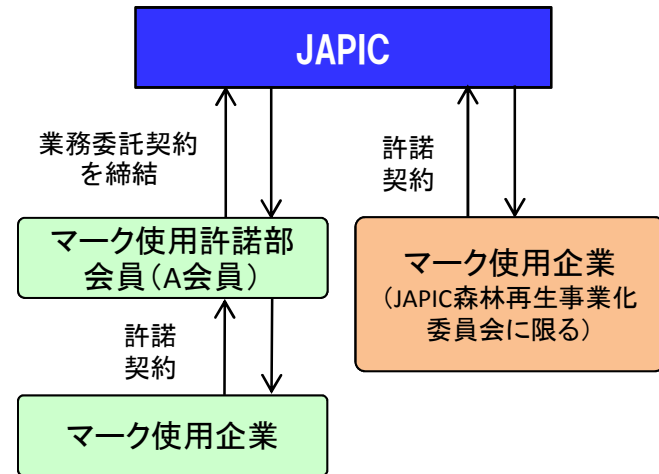
- (マーク使用許諾部会の役割)
- ・国産材マークの会員企業への周知
 - ・企業にマーク使用の許諾

マーク普及部会(B会員)

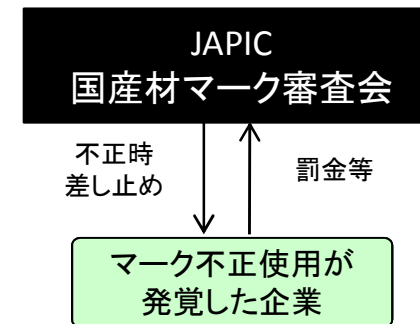
JAPIC森林再生事業化委員会委員および委員の推薦する者

- 住友林業、大東建託、イワクラ、大建工業、中国木材、ナイス、兼松日産農林、越井木材、日本製紙、王子製紙、三井物産、積水化学工業、大和ハウス、三井ホーム、タマホーム、大林組、鹿島建設、清水建設、大成建設、竹中工務店、飛鳥建設、新日鐵住金、三菱商事、ITC、東北経済連合会、九州経済連合会・・・等。
- 日本木造住宅産業協会・・・等。

- (マーク普及部会の役割)
- ・国産材マークの普及に協力
 - ・国産材を使うことが日本の森林再生に寄与することをPR



【不正使用への対策】



- ・不正使用時/違約金、立ち入り調査費、名前の公表
- ・団体(マーク使用許諾部会)の会員企業については、団体が調査し、改善要求する。改善されない場合は、マーク審査会が警告・許諾取消・名前公表・違約金請求を行う。

- * 不正使用の例
- ・マーク使用の許可を得ないで本マークを使用した場合
 - ・外材に対してこのマークを使用した場合など

